

WPG (Working Practitioner Group) 細則
(平成 27 年 4 月 7 日制定)

(目的)

第 1 条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の WPG (Working Practitioner Group) の設置及び運営に必要な事項を定める。

(WPG の設置)

第 2 条 委員会は、本法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の議決を経て、委員会の下部組織として WPG (Working Practitioner Group) を設置する。

(構成)

第 3 条 WPG の構成は、WPG 員長 1 名及び WPG 員若干名とする。

2. 必要に応じて WPG 副員長を置くことができる。

(委嘱)

第 4 条 WPG 員長は、原則として代議員の中から当該 WPG を設置する委員会の委員長（以下、「担当委員長」という）が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. WPG 員は、原則として正会員の中から WPG 員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3. WPG 員は、必要に応じて公募を行い、WPG または担当委員会にて選出し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

4. WPG 副員長は、原則として WPG 員の中から WPG 員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(外部委員)

第 5 条 必要に応じて外部委員を置くことができる。外部委員は、理事会の議決を経て、正会員以外の者を委嘱することができる。

(任期)

第 6 条 WPG 員の任期は、選出される年度の 8 月 1 日から 2 年間とする。ただし、当該 WPG が製作物の作成完了等一定の業務達成を目的とするものである場合は、選出される年度の 8 月 1 日から 1 年間とする。本項の規定は、WPG 員の再任を妨げない。

2. WPG の設置期間は、担当委員長及び WPG 員長が決定する。

(WPG 会議の運営)

第 7 条 WPG 会議は、WPG 員の過半数の出席をもって成立する。

2. 議決は、WPG 員出席数の過半数を要し、可否同数の時は、WPG 員長の決するところによる。

3. WPG 員長は、審議内容及び活動状況を議事録をもって委員会に報告しなければならない。

4. WPG 員長は、緊急を要する事案が生じた時は、WPG の議決を待たずに対応することができる。その場合には、速やかに WPG に報告しなければならない。

(経費)

第 8 条 WPG の活動にかかる経費は、本法人が負担する。ただし、外部委員以外の委員は無報酬とする。

(委員会の改廃等)

第 9 条 WPG の廃止及び改変は、理事会の議決による。

(細則の変更)

第 10 条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。